に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三項及び第六項」を「第四項及び第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「前項第三号」を「前項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項第一号を次のように改める。

一　試験研究費の額　次に掲げる金額の合計額（当該金額に係る費用に充てるため他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。

イ　次に掲げる費用の額（所得税法第三十七条第一項の事業所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額に該当するものを除く。）で各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの

(1)　製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究（新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行うものに限る。）のために要する費用（研究開発費として経理をした金額のうち、ロに規定する固定資産（所得税法第二条第一項第十八号に規定する固定資産をいう。以下この号において同じ。）の取得に要した金額とされるべき費用の額又はロに規定する繰延資産となる費用の額がある場合における当該固定資産又は繰延資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失を除く。(2)において同じ。）で政令で定めるもの

(2)　対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として政令で定める試験研究のために要する費用で政令で定めるもの

ロ　イ(1)又は(2)に掲げる費用の額（事業所得の金額に係るものに限る。）で各年分において研究開発費として経理をした金額のうち、棚卸資産（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産をいう。第五号の二において同じ。）若しくは固定資産（事業の用に供する時においてイ(1)に規定する試験研究又はイ(2)に規定する政令で定める試験研究の用に供する固定資産を除く。）の取得に要した金額とされるべき費用の額又は繰延資産（イ(1)に規定する試験研究又はイ(2)に規定する政令で定める試験研究のために支出した費用に係る繰延資産を除く。）となる費用の額

第十条第七項第二号中「第三項」を「第四項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、「事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を削り、同項第三号及び第五号中「事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を削り、同号の次に次の二号を加える。

五の二　基準年比売上金額減少割合　適用年の年分の売上金額（棚卸資産の販売による収入金額その他の政令で定める金額をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）が令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の売上金額（事業を開始した日の属する年が令和元年（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間をいう。以下この章において同じ。）である場合には、令和元年分の売上金額に十二を乗じてこれを令和元年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額。以下この号において「基準売上金額」という。）に満たない場合のその満たない部分の金額の当該基準売上金額に対する割合（当該基準売上金額が零である場合には、零）をいう。

五の三　基準年試験研究費の額　令和元年分の試験研究費の額（事業を開始した日の属する年が令和元年である場合には、令和元年分の試験研究費の額に十二を乗じてこれを令和元年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）をいう。

第十条第七項第八号中「(所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産の販売による収入金額その他の政令で定める金額をいう。)」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「」の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を「」において、」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項第一号中「事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を削り、同項第二号中「事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を削り、「もの」の下に「又は国立研究開発法人その他これに準ずる者における研究開発の成果を実用化するために行うもの」を加え、同項第三号中「事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第四項の中小事業者で青色申告書を提出するものの令和四年及び令和五年の各年分のうち次の各号に掲げる年分における同項の規定の適用については、同項の中小事業者控除上限額は、同項の規定にかかわらず、当該中小事業者のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十五に相当する金額に当該各号に定める金額（第一号及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する年分については第一号及び第三号に定める金額の合計額とし、第二号及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する年分については第二号及び第三号に定める金額の合計額とする。）を加算した金額とする。

一　増減試験研究費割合が百分の九・四を超える年分（開業年の年分及び比較試験研究費の額が零である年分を除く。）　当該調整前事業所得税額の百分の十に相当する金額

二　試験研究費割合が百分の十を超える年分（前号に掲げる年分を除く。）　当該調整前事業所得税額に当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額

三　基準年比売上金額減少割合が百分の二以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年試験研究費の額を超える年分　当該調整前事業所得税額の百分の五に相当する金額

第十条の二を次のように改める。

第十条の二　削除

第十条の三第一項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「、政令」を「政令」に、「限る。以下」を「限るものとし、匿名組合契約その他これに類する契約として政令で定める契約の目的である事業の用に供するものを除く。以下」に改め、同条第三項中「第十条第七項第四号」を「第十条第八項第四号」に改め、同条第四項中「第十条の五の二第三項及び」を削り、同条第六項中「所有権移転外リース取引」の下に「(所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)」を加える。

第十条の四第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「第三項まで」を「同項まで」に改め、同条第三項中「第十条第七項第四号」を「第十条第八項第四号」に改める。

第十条の四の二第三項及び第十条の五第一項中「第十条第七項第四号」を「第十条第八項第四号」に改める。

第十条の五の二を次のように改める。

第十条の五の二　削除

第十条の五の三第一項中「第十条の三第一項に規定する中小事業者」を「第十条第八項第六号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの」に、「第十七条第一項」を「(平成十一年法律第十八号)第十七条第一項」に、「第二条第二項に規定する中小企業者等」を「第二条第六項に規定する特定事業者等（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、「又は前条第一項に規定する指定事業の用」を削り、同条第三項中「第十条第七項第四号」を「第十条第八項第四号」に改め、「及び前条第三項」を削り、同条第四項中「並びに前条第三項及び第四項」を削る。

第十条の五の四の見出し中「引上げ及び設備投資を行つた場合等」を「支給額が増加した場合」に改め、同条第一項中「(平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間をいう。以下この章において同じ。)から令和三年」を「から令和五年」に、「国内雇用者」を「国内新規雇用者」に改め、「及び第二号」及び「(当該個人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。)」を削り、「雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「個人のその年の控除対象新規雇用者給与等支給額」に、「第三号」を「第二号」に、「第十条第七項第四号」を「第十条第八項第四号」に改め、同項第一号中「継続雇用者給与等支給額」を「新規